

東京都北区役所の位置変更に関する条例を公布する。

令和七年十二月五日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区条例第四十三号

東京都北区役所の位置変更に関する条例
東京都北区役所の位置を東京都北区王子一丁目に変更する。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、東京都北区規則で定める日から施行する。

(東京都北区役所位置変更に関する条例の廃止)

2 東京都北区役所位置変更に関する条例(昭和二十四年二月東京都北区条例第五号)は、廃止する。

東京都北区組織条例の一部を改正する条例を公布する。

令和七年十二月五日

東京都北区長

山田

加

奈

子

東京都北区条例第四十四号

東京都北区組織条例の一部を改正する条例

東京都北区組織条例（昭和三十九年十二月東京都北区条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「政策経営部」を

「区長室

に、「地域振興部」を

「地域振興部

政策経営部」

に、「地域振興部」を

「地域振興部

産業経済文化

部」

に、「生活環境部」を「環境部」に、「まちづくり部」を

「都市整備部

まちづくり推進

に改める。

部」

に改める。

第二条中

「政策経営部」を

「区長室

一 秘書に関すること。

二 涉外に関すること。

に改める。

三 庁内の横断的な調整に關すること。

政策経営部

第二条総務部の項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第八号まで
を一号ずつ繰り上げる。

第二条地域振興部の項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号と
し、同号の次に次の一号を加える。

四 國際化に關すること。

第二条地域振興部の項の次に次のように加える。

産業経済文化部

一 産業振興に關すること。

二 観光振興に關すること。

三 文化施策に關すること。

第二条生活環境部の項を次のように改める。

環境部

一 環境政策及び環境保全に關すること。

二 資源循環型社会の形成の推進に關すること。

三 清掃事業に關すること。

第二条まちづくり部の項中「まちづくり部」を「都市整備部」に改め、第二号を

削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同号の次に次の二号を加える。

四 公共交通等に関すること。

第二条都市整備部の項の次に次のように加える。

まちづくり推進部

一 まちづくりの推進に関すること。

二 駅周辺まちづくりに関すること。

三 防災まちづくりに関すること。

付 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

東京都北区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和七年十二月五日

東京都北区長

山田 加奈子

東京都北区条例第四十五号

東京都北区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

東京都北区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年九月東京都北区条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「第三十三条の十各号」を「第三十三条の十第一項各号」に改める。

付 則
この条例は、公布の日から施行する。

東京都北区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。。

令和七年十二月五日

東京都北区長 山田 加奈子

東京都北区条例第四十六号

東京都北区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

東京都北区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成二十六年九月東京都北区条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二十五条中「第三十三条の十各号」を「第三十三条の十第一項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）。以下「認定こども園法」という。）第二十七条の二第一項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二十八条第二項において準用する認定こども園法第二十七条の二第一項各号）」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

東京都北区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和七年十二月五日

東京都北区長

山田 加奈子

東京都北区条例第四十七号

東京都北区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

（平成二十六年九月東京都北区条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「第三十三条の十各号」を「第三十三条の十第一項各号」に改める。
付 則

この条例は、公布の日から施行する。

東京都北区立児童発達支援センター条例の一部を改正する条例を公布する。

令和七年十二月五日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区条例第四十八号

東京都北区立児童発達支援センター条例の一部を改正する条例

東京都北区立児童発達支援センター条例（平成二十二年三月東京都北区条例第一号）の一部を次のように改正する。

第四条中第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号の次に次の二号を加える。

四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。）第五条第十八項に規定する計画相談支援（以下「計画相談支援」という。）に関すること。

五 障害者総合支援法第五条第十九項に規定する基本相談支援（以下「基本相談支援」という。）に関すること。

第六条第一項中第四号を第六号とし、第三号の次に次の二号を加える。

四 計画相談支援 区内に住所を有する障害児の保護者（障害者総合支援法第二十条第一項若しくは第二十四条第一項の申請又は障害者総合支援法第十九条第一項に規定する支給決定に係る障害児の保護者に限る。）

五 基本相談支援 区内に住所を有する障害児並びに当該障害児の保護者及び介護を行う者

第七条第一項中「事業」の下に「（基本相談支援及び総合相談を除く。）」を加

え、「（総合相談を利用しようとする者を除く。）」を削る。

第十条第一項に次の一号を加える。

三　計画相談支援　障害者総合支援法第五十一条の十七第二項に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該計画相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に計画相談支援に要した費用の額）

付 則

この条例は、令和八年三月一日から施行する。

東京都北区特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を公布する。

令和七年十二月五日

東京都北区長　山田加奈子

東京都北区条例第四十九号

東京都北区特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

目次

第一章 総則（第一条・第二条）	付則	第一章 総則	（趣旨）	第一条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号。以下「法」という。）第五十四条の三において準用する法第四十六条第二項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援（法第三十条の二十第一項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。）を行う事業をいう。以下同じ。）の運営に関する基準を定めるものとする。	（一般原則）	第二章 特定乳児等通園支援事業者（法第五十四条の三に規定する特定乳児等通園	第二章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準（第三条）	第一節 運営に関する基準（第四条—第三十二条）	第三章 雜則（第三十三条・第三十四条）
-----------------	----	--------	------	--	--------	---------------------------------------	--------------------------------	-------------------------	---------------------

支援事業者をいう。以下同じ。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第三十条の十四に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子ども立場に立つて特定乳児等通園支援を提供するよう努めなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、特定教育・保育施設等（法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設及び法第二十九条第一項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならぬ。

4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置す

る等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第二章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第一節 利用定員に関する基準

第三条 特定乳児等通園支援事業者は、一時間当たりの利用定員（法第五十四条の二第一項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第三十条の十六に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して一月当たりの利用定員を定めるものとする。

第二節 運営に関する基準

（面談）

第四条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに對して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定

子どもも及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第十九条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第十二条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、第一項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならぬ。

（正当な理由のない提供拒否の禁止）

第五条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者（法第三十条の十五第三項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。）から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。（あつせん及び要請に対する協力）

第六条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第五十四条の三において準用する法第五十四条第一項の規定により市町

村が行うあつせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認)

第七条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法律第三十条の十五第三項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成二十六年内閣府令第四十四号）第二十八条の二十四各号に掲げる事項を確認するものとする。

(乳児等支援給付認定の申請に係る援助)

第八条 特定乳児等通園支援事業者は、法第三十条の十五第一項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあつた場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならぬ。

(心身の状況等の把握)

第九条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たつては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等（法第五十六条第一項に規定する教育・保

育等をいう。)の利用の状況の把握に努めなければならぬ。

(特定教育・保育施設等との連携)

第十条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育及び法第二十九条第一項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

(特定乳児等通園支援の提供の記録)

第十一條 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(支払)

第十二条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領(法第三十条の二十第五項(法第三十条の二十一第三項において準用する場合を含む。)の規定により市町村が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。)を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額(法第三十条の二十第三項に規定する額をいう。)の支払を受けるものとする。

2

特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たつて、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、東京都北区規則（以下「規則」といいう。）で定める額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

3

特定乳児等通園支援事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、規則で定める費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

4

特定乳児等通園支援事業者は、前三項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。

5

特定乳児等通園支援事業者は、第二項及び第三項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によつて明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならぬ。ただし、第三項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

（乳児等支援給付費の額に係る通知等）

第十三条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援

に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。
（特定乳児等通園支援の取扱方針）

第十四条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第三十五条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の三第二十三項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならぬ。

（特定乳児等通園支援に関する評価等）

第十五条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第十六条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならぬ。

(緊急時等の対応)

第十七条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する市町村への通知)

第十八条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によつて乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。
(運営規程)

第十九条 特定乳児等通園支援事業者は、規則で定める事業の運営についての重要事項に関する規程（第二十二条において「運営規程」という。）を定めておかなければならぬ。

（勤務体制の確保等）

第二十条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならぬ。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によつて特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

（利用定員の遵守）

第二十一条 特定乳児等通園支援事業者は、第三条第一項の規定により定める一時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行つてはならない。

（掲示等）

第二十二条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい

場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第十二条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要な事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又是有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。
（乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則）

第二十三条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第十二条の規定による支払の状況によつて、差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の禁止）

第二十四条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第三十三条の十第一項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもに心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（秘密保持等）

第二十五条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2

特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3

特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに關する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかなければならぬ。

(情報の提供等)

第

二十六条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるよう、その提供する特定乳児等通園支援の内容に關する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2

特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第二十七条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業(法第五十九条第一号

に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

（苦情解決）

第二十八条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならぬ。特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の

内容その他の事項を記録しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第三十条の十三において準用する法第十四条第一項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、市町村からの求めがあつた場合には、前項の改善の内容を当該市町村に報告しなければならない。
(地域との連携等)
第二十九条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たつては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等の地域との交流に努めなければならぬ。
(事故発生の防止及び発生時の対応)

第三十条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならぬ。

(会計の区分)

第三十一条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第三十二条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならぬ。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等

通園支援の提供に関する規則で定める記録等を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。

第三章 雜則

(電磁的記録等)

第三十三条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができると情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出について、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、次項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回

線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて規則で定めるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる規則で定める電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

4 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第二項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

5 前三項の規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第二項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)」とあるのは「書面等による同意」と、「次項」とあるのは「第五項において準用する次

項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、第三項中「前項」とあるのは「第五項において準用する前項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとすると」、前項本文中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第二項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と、同項ただし書中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と読み替えるものとする。

(委任)

第三十四条 この条例に規定するもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

東京都北区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例を公布する。

令和七年十二月五日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区条例第五十号

東京都北区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

東京都北区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和七年三月東京都北区条例第一号）の一部を次のように改正する。

第九条及び第十条第一項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第十三条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に、「第三十条の十各号」を「第三十三条の十第一項各号」に改める。

第十八条第一項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第二十条第三項中「係る利用定員」の下に「（子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十七条第一項又は第二十九条第一項の確認において定める利用定員をいう。）」を加える。

第二十七条中「及びその」の下に「乳児等通園支援事業所の」を加える。

付 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第十三条の改正規定（「第三十三条の十各号」を「第三十三条の十第一項各号」に改める部分に限

る。
（）は、公布の日から施行する。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和七年十二月五日

東京都北区長

山田 加

奈子

東京都北区条例第五十一号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第一条 職員の給与に関する条例（昭和五十年三月東京都北区条例第八号）の一部

を次のように改正する。

第十二条第一項第一号中「三十万五千二百円」を「三十二万六千九百円」に改める。

第三十一条第二項中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に改め、同項ただし書中「百分の百七・五」を「百分の百十」に改め、同条第三項中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の七十」を「百分の七十二・五」に、「百分の百七・五」を「百分の百十」に、「百分の六十一・二五」を「百分の六十三・七五」に改める。

第三十二条第二項中「百分の百十七・五」を「百分の百二十」に、「百分の百三十五」を「百分の百三十七・五」に改め、同条第三項中「百分の百十七・五」を「百分の百二十」に、「百分の五十七・五」を「百分的六十」に、「百分的三十五」を「百分的百三十七・五」に、「百分的五十七・五」を「百分的六十」に、「百分的八・七五」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一（第5条関係）

イ 行政職給料表(一)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号 級	給料月額						
	1	196,600	245,300	268,800	292,300	320,000	396,500	477,800
	2	197,500	246,200	270,200	294,200	322,200	399,100	480,500
	3	198,400	247,100	271,600	296,100	324,400	401,700	483,200
	4	199,300	248,100	273,000	298,000	326,600	404,300	486,000
	5	200,300	249,100	274,500	300,000	328,900	407,000	488,800
	6	201,300	250,200	276,100	301,900	331,100	409,700	491,400
	7	202,200	251,300	277,700	303,800	333,400	412,400	493,900
	8	203,100	252,400	279,300	305,800	335,700	415,200	496,300
	9	204,000	253,600	281,000	307,800	338,000	418,000	498,900
	10	205,000	254,800	282,700	309,700	340,400	420,800	501,200
	11	206,100	256,000	284,500	311,700	342,700	423,600	503,600
	12	207,100	257,200	286,300	313,700	345,100	426,400	506,200
	13	208,100	258,400	288,100	315,700	347,400	429,200	508,700
	14	209,300	259,700	289,900	317,700	349,800	432,000	510,900
	15	210,500	261,000	291,700	319,700	352,100	434,800	513,200
	16	211,700	262,300	293,600	321,700	354,500	437,600	515,700
	17	213,000	263,700	295,500	323,600	356,800	440,500	518,100
	18	214,400	265,100	297,300	325,500	359,200	443,400	520,300
	19	216,000	266,500	299,200	327,500	361,600	446,300	522,700
	20	217,600	267,900	301,100	329,500	363,900	449,200	525,000
	21	219,200	269,400	303,000	331,500	366,200	452,100	527,200
	22	220,800	270,900	304,800	333,500	368,700	455,100	529,500
	23	222,400	272,400	306,700	335,400	371,100	458,200	531,600
	24	224,000	273,900	308,600	337,400	373,500	461,200	533,600
	25	225,600	275,400	310,500	339,400	375,800	464,200	535,600
	26	227,300	276,900	312,800	341,800	378,200	466,900	537,400
	27	229,000	278,400	315,200	344,300	380,600	469,700	539,000
	28	230,700	279,900	317,600	346,800	383,000	472,400	540,400
	29	232,000	281,500	320,000	349,300	385,600	475,000	541,500
	30	232,900	283,600	321,900	351,400	388,400	477,600	542,600
	31	233,600	285,700	323,700	353,500	391,200	480,100	543,700
	32	234,300	287,800	325,500	355,500	394,000	482,500	544,800
	33	235,000	290,000	327,300	357,500	396,800	484,700	545,700
	34	235,800	291,400	329,100	359,500	399,300	486,800	546,700
	35	236,600	292,800	330,800	361,500	401,500	488,800	547,600
	36	237,500	294,200	332,500	363,500	403,800	490,900	548,500

定年 前再任用 短時間勤	37	238,400	295,700	334,200	365,500	406,100	492,800	549,400
	38	239,300	297,100	336,000	367,500	408,400	494,500	550,200
	39	240,300	298,500	337,700	369,500	410,700	496,100	550,900
	40	241,200	299,900	339,400	371,400	412,900	497,700	551,700
	41	242,300	301,200	341,100	373,300	415,000	499,200	552,400
	42	243,400	302,500	342,800	375,200	417,300	500,700	553,100
	43	244,600	303,800	344,500	377,100	419,400	502,100	553,800
	44	245,800	305,100	346,200	378,900	421,500	503,500	554,400
	45	247,100	306,400	347,800	380,700	423,600	504,800	554,900
	46	248,200	307,600	349,400	382,500	425,500	506,200	555,400
	47	249,300	308,900	351,000	384,300	427,400	507,400	555,900
	48	250,500	310,100	352,700	386,100	429,200	508,600	556,400
	49	251,800	311,400	354,400	387,900	431,000	509,700	556,900
	50	252,900	312,700	356,000	389,700	432,600	510,900	557,400
	51	254,000	313,900	357,600	391,600	434,100	511,900	557,900
	52	255,200	315,100	359,200	393,300	435,400	512,900	558,400
	53	256,400	316,300	360,900	395,000	436,700	513,900	558,900
	54	257,500	317,500	362,500	396,700	438,100	514,800	559,400
	55	258,600	318,700	364,200	398,400	439,300	515,700	559,900
	56	259,800	319,900	365,800	399,900	440,300	516,600	560,400
	57	261,000	321,100	367,300	401,400	441,400	517,400	560,900
	58	262,100	322,300	368,900	402,900	442,500	518,200	561,400
	59	263,200	323,400	370,400	404,400	443,500	519,000	561,900
	60	264,300	324,600	371,900	405,900	444,400	519,700	562,400
	61	265,400	325,800	373,500	407,300	445,200	520,400	562,900
	62	266,500	327,000	375,100	408,600	446,000	521,100	
	63	267,600	328,200	376,600	409,900	446,800	521,700	
	64	268,700	329,400	378,100	411,100	447,600	522,300	
	65	269,800	330,500	379,600	412,200	448,300	522,900	
	66	270,900	331,700	381,100	413,200	449,000	523,500	
	67	272,000	332,900	382,600	414,200	449,800	524,000	
	68	273,100	334,100	384,000	415,200	450,500	524,500	
	69	274,200	335,200	385,400	416,200	451,100	525,000	
	70	275,300	336,400	386,700	417,000	451,800	525,500	
	71	276,400	337,600	388,000	417,900	452,400	526,000	
	72	277,500	338,700	389,200	418,700	453,000	526,500	
	73	278,600	339,900	390,300	419,500	453,500	527,000	
	74	279,700	341,000	391,300	420,200	454,000	527,500	
	75	280,800	342,100	392,300	420,900	454,500	528,000	
	76	281,900	343,100	393,200	421,600	455,100	528,500	

務 職 員 以 外 の 職 員	77	283,000	344,100	394,200	422,300	455,700	529,000	
	78	284,100	345,100	395,100	422,900	456,300	529,500	
	79	285,200	346,000	396,000	423,600	456,900	530,000	
	80	286,300	346,900	396,700	424,200	457,300	530,500	
	81	287,300	347,600	397,500	424,800	457,800	531,000	
	82	288,400	348,400	398,300	425,300	458,300	531,500	
	83	289,500	349,100	399,000	425,800	458,800	532,000	
	84	290,500	349,800	399,600	426,300	459,300	532,500	
	85	291,600	350,300	400,300	426,800	459,800	533,000	
	86	292,700	350,900	400,900	427,200	460,300	533,500	
	87	293,800	351,500	401,500	427,700	460,700	534,000	
	88	294,800	352,000	402,000	428,200	461,200	534,500	
	89	295,900	352,600	402,500	428,600	461,700	535,000	
	90	297,000	353,200	403,000	429,100	462,200		
	91	298,000	353,800	403,500	429,600	462,700		
	92	299,100	354,300	404,000	430,000	463,200		
	93	300,200	354,800	404,500	430,400	463,600		
	94	301,300	355,300	405,000	430,900	464,100		
	95	302,400	355,800	405,500	431,400	464,600		
	96	303,400	356,300	406,000	431,800	465,100		
	97	304,400	356,800	406,400	432,200	465,600		
	98	305,500	357,200	406,800	432,600	466,100		
	99	306,600	357,700	407,300	433,000	466,600		
	100	307,700	358,200	407,800	433,400	467,100		
	101	308,600	358,700	408,300	433,800	467,600		
	102	309,600	359,100	408,800	434,200	468,100		
	103	310,600	359,600	409,300	434,600	468,600		
	104	311,500	360,100	409,700	435,000	469,100		
	105	312,400	360,600	410,100	435,400	469,600		
	106	313,300	361,000	410,500	435,800	470,100		
	107	314,200	361,400	410,900	436,200	470,600		
	108	315,100	361,800	411,300	436,600	471,100		
	109	315,900	362,200	411,700	437,000	471,600		
	110	316,700	362,600	412,100	437,400			
	111	317,400	363,000	412,500	437,800			
	112	318,100	363,400	412,900	438,200			
	113	318,700	363,800	413,300	438,600			
	114	319,400	364,200	413,700	439,000			
	115	320,000	364,600	414,100	439,400			
	116	320,600	365,000	414,500	439,800			

	117	321, 100	365, 400	414, 900	440, 200			
	118	321, 600	365, 800	415, 300	440, 600			
	119	322, 000	366, 200	415, 700	441, 000			
	120	322, 400	366, 600	416, 100	441, 400			
	121	322, 700	367, 000	416, 500	441, 800			
	122	323, 100		416, 900	442, 200			
	123	323, 500		417, 300	442, 600			
	124	323, 900		417, 700	443, 000			
	125	324, 300		418, 100	443, 400			
	126	324, 600		418, 500	443, 800			
	127	325, 000		418, 900	444, 200			
	128	325, 400		419, 300	444, 600			
	129	325, 800		419, 700	445, 000			
	130	326, 200		420, 100				
	131	326, 600		420, 500				
	132	327, 000		420, 900				
	133	327, 300		421, 300				
	134	327, 700						
	135	328, 000						
	136	328, 300						
	137	328, 600						
	138	328, 900						
	139	329, 200						
	140	329, 500						
	141	329, 800						
	142	330, 100						
	143	330, 400						
	144	330, 700						
	145	331, 000						
	146	331, 300						
	147	331, 600						
	148	331, 900						
	149	332, 200						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準 給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
		209, 700	246, 200	286, 500	306, 100	331, 100	401, 000	421, 800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第27条に規定する職員を除く。

口 行政職給料表(二)

職員の区分	職務の級 号 級	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	178,900 円	238,400 円	254,700 円	262,200 円
	2	179,600	239,200	256,300	263,900
	3	180,300	240,500	257,900	265,500
	4	181,000	241,900	259,500	267,300
	5	181,700	243,200	261,200	269,000
	6	182,400	244,500	262,700	270,700
	7	183,100	245,800	264,400	272,400
	8	183,800	247,200	266,000	274,200
	9	184,500	248,600	267,700	275,900
	10	185,200	250,400	269,600	277,700
	11	185,900	252,300	271,700	279,400
	12	186,600	254,100	273,800	281,200
	13	187,300	256,000	275,600	282,800
	14	188,300	257,300	277,500	284,500
	15	189,300	258,500	279,000	286,200
	16	190,300	259,800	280,600	288,000
	17	191,300	261,100	282,100	289,700
	18	192,200	262,300	283,700	291,500
	19	193,000	263,600	285,100	293,100
	20	193,900	264,800	286,600	294,900
	21	194,900	266,000	288,100	296,700
	22	195,900	267,100	289,600	298,700
	23	196,700	268,300	291,100	300,900
	24	197,600	269,400	292,600	303,100
	25	198,500	270,600	294,000	305,300
	26	199,500	271,600	295,500	307,100
	27	200,500	272,800	297,000	309,000
	28	201,500	273,800	298,400	310,700
	29	202,500	275,000	299,800	312,500
	30	203,600	276,100	301,200	314,200
	31	204,800	277,200	302,600	316,000
	32	206,000	278,200	304,000	317,700
	33	207,100	279,300	305,500	319,400
	34	208,300	280,400	306,900	321,200
	35	209,900	281,400	308,300	322,900
	36	211,400	282,500	309,600	324,600

定 年 前 再 任 用	37	212,600	283,500	311,100	326,300
	38	213,500	284,600	312,500	327,900
	39	214,100	285,600	313,900	329,600
	40	214,700	286,600	315,300	331,200
	41	215,400	287,700	316,600	332,700
	42	216,100	288,700	318,000	334,300
	43	216,800	289,800	319,300	335,900
	44	217,700	290,900	320,600	337,500
	45	218,500	292,000	322,000	339,000
	46	219,300	292,900	323,300	340,600
	47	220,200	294,000	324,600	342,300
	48	221,100	295,000	325,900	343,700
	49	222,100	296,000	327,200	345,200
	50	223,100	297,000	328,500	346,700
	51	224,200	298,100	329,800	348,200
	52	225,300	299,100	331,000	349,500
	53	226,500	300,100	332,200	350,800
	54	227,500	301,100	333,300	352,100
	55	228,500	302,100	334,500	353,400
	56	229,600	303,000	335,500	354,800
	57	230,800	303,800	336,400	356,000
	58	231,800	304,700	337,300	357,100
	59	232,800	305,500	338,200	358,300
	60	233,900	306,300	338,900	359,300
	61	235,000	306,900	339,800	360,300
	62	236,000	307,600	340,600	361,100
	63	237,000	308,300	341,400	362,000
	64	238,100	308,900	342,000	362,900
	65	239,200	309,300	342,600	363,800
	66	240,200	309,800	343,300	364,500
	67	241,200	310,400	343,900	365,200
	68	242,200	310,800	344,500	365,900
	69	243,200	311,300	345,100	366,600
	70	244,200	311,900	345,600	367,300
	71	245,300	312,400	346,100	367,900
	72	246,300	312,800	346,500	368,500
	73	247,300	313,300	347,000	369,100
	74	248,300	313,700	347,400	369,600
	75	249,300	314,200	347,800	370,200
	76	250,300	314,600	348,200	370,800

短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	77	251,300	315,100	348,700	371,300
	78	252,300	315,400	349,100	371,700
	79	253,300	315,800	349,500	372,100
	80	254,300	316,300	350,000	372,600
	81	255,300	316,700	350,300	373,000
	82	256,300	317,100	350,700	373,400
	83	257,400	317,500	351,100	373,800
	84	258,400	318,000	351,500	374,200
	85	259,400	318,400	352,000	374,600
	86	260,400	318,800	352,400	375,000
	87	261,400	319,100	352,800	375,500
	88	262,400	319,500	353,200	375,800
	89	263,300	319,800	353,500	376,200
	90	264,300	320,200	353,900	376,600
	91	265,300	320,500	354,200	377,000
	92	266,200	320,900	354,500	377,400
93	267,300	321,200	354,900	377,700	
	94	268,300	321,600	355,200	378,100
	95	269,300	321,900	355,600	378,400
	96	270,200	322,300	355,900	378,800
	97	271,200	322,600	356,300	379,100
	98	272,200	323,000	356,600	379,500
	99	273,100	323,400	357,000	379,800
	100	274,100	323,700	357,300	380,200
	101	275,100	324,100	357,600	380,500
	102	276,100	324,500	358,000	380,900
	103	277,100	324,900	358,300	381,200
	104	278,100	325,300	358,700	381,600
	105	279,000	325,700	359,000	381,900
	106	280,000	326,100	359,400	382,300
	107	281,000	326,500	359,700	382,600
	108	282,000	326,900	360,100	383,000
109	282,800	327,300	360,400	383,300	
	110	283,700	327,600	360,700	383,700
	111	284,700	327,900	361,100	384,000
	112	285,500	328,200	361,400	384,400
	113	286,300	328,500	361,800	384,700
	114	287,100	328,800	362,100	385,100
	115	288,000	329,100	362,500	385,400
	116	288,800	329,400	362,800	385,800

117	289,500	329,700	363,200	386,100
118	290,300	330,000	363,600	386,500
119	290,900	330,300	364,000	386,800
120	291,500	330,600	364,400	387,200
121	292,100	330,900	364,800	387,500
122	292,700	331,100	365,200	
123	293,300	331,300	365,600	
124	293,800	331,500	366,000	
125	294,300	331,700	366,400	
126	294,700	331,900	366,800	
127	295,100	332,100	367,200	
128	295,500	332,300	367,600	
129	295,800	332,500	368,000	
130	296,100	332,700	368,400	
131	296,500	332,900	368,800	
132	296,900	333,100	369,200	
133	297,200	333,300	369,600	
134	297,500	333,400	370,000	
135	297,900	333,500	370,400	
136	298,200	333,600	370,800	
137	298,600	333,700	371,200	
138	299,000	333,800	371,600	
139	299,300	333,900	372,000	
140	299,700	334,000	372,400	
141	300,000	334,100	372,800	
142	300,300	334,200	373,200	
143	300,600	334,300	373,600	
144	300,900	334,400	374,000	
145	301,200	334,500	374,400	
146	301,400	334,600	374,800	
147	301,700	334,700	375,200	
148	302,000	334,800	375,600	
149	302,300	334,900	376,000	
150	302,500		376,400	
151	302,800		376,800	
152	303,100		377,200	
153	303,400		377,600	
154	303,600		377,900	
155	303,900		378,200	
156	304,200		378,500	

	157	304,500		378,800	
	158	304,800			
	159	305,100			
	160	305,400			
	161	305,700			
	162	306,000			
	163	306,300			
	164	306,600			
	165	306,900			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円	円	円	円
		224,600	235,900	257,800	290,200

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事委員会が定めるものに適用する。

別表第二（第5条関係）

イ 医療職給料表(一)

職員の区分	職務の級 号 級	1 級	2 級	3 級
		給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円
	1	260,000	363,500	445,000
	2	262,400	366,900	447,800
	3	264,700	370,700	450,600
	4	266,700	374,100	453,400
	5	269,000	377,800	456,400
	6	271,400	381,300	459,100
	7	273,300	385,000	461,900
	8	275,900	388,300	464,600
	9	278,200	392,100	467,300
	10	281,100	396,200	470,000
	11	284,200	400,300	472,700
	12	287,100	404,300	475,400
	13	290,200	408,200	478,200
	14	294,300	412,000	480,900
	15	298,300	415,700	483,700
	16	302,000	419,300	486,300
	17	305,700	422,900	488,800
	18	309,300	425,700	491,300
	19	312,600	428,300	494,100
	20	316,200	430,800	496,700
	21	319,800	433,500	499,400
	22	323,100	436,000	502,100
	23	326,300	438,700	504,700
	24	329,400	441,100	507,100
	25	332,500	443,300	509,900
	26	335,800	445,600	512,500
	27	338,700	447,900	514,800
	28	342,000	450,300	517,200
	29	345,100	452,900	519,700
	30	348,300	455,000	522,100
	31	351,400	457,600	524,100
	32	354,700	460,000	526,300
	33	357,400	462,300	528,400
	34	360,700	464,700	530,700
	35	363,500	466,600	532,900
	36	366,200	468,500	535,300

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	37	369, 400	470, 400	537, 100
	38	372, 600	472, 200	538, 900
	39	375, 900	474, 500	540, 900
	40	378, 300	476, 400	542, 800
	41	380, 900	478, 400	545, 000
	42	383, 600	480, 200	546, 300
	43	386, 100	482, 100	547, 900
	44	388, 100	483, 700	549, 600
	45	390, 300	485, 300	551, 300
	46	392, 600	487, 000	552, 300
	47	395, 100	488, 500	553, 600
	48	397, 400	490, 000	554, 700
	49	399, 400	491, 500	556, 000
	50	400, 800	492, 800	557, 200
	51	401, 800	494, 100	558, 400
	52	403, 000	495, 300	559, 500
	53	404, 100	496, 400	560, 600
	54	405, 300	497, 400	561, 600
	55	406, 600	498, 200	562, 600
	56	407, 800	499, 000	563, 500
	57	408, 800	499, 900	564, 400
	58	410, 200	500, 500	565, 300
	59	410, 900	501, 500	566, 200
	60	411, 900	502, 500	567, 200
	61	412, 500	503, 300	568, 200
	62	413, 200	503, 900	569, 100
	63	413, 700	504, 700	570, 200
	64	414, 400	505, 500	571, 200
	65	415, 100	506, 000	572, 200
	66	415, 700	506, 800	573, 200
	67	416, 100	507, 400	574, 200
	68	416, 800	508, 100	575, 200
	69	417, 200	508, 600	576, 200
	70	417, 600	509, 100	577, 200
	71	418, 200	509, 400	578, 200
	72	418, 800	509, 900	579, 100
	73	419, 200	510, 400	580, 100
	74	419, 600	510, 900	581, 100
	75	420, 000	511, 300	582, 000
	76	420, 600	511, 700	582, 900

	77	421, 100	512, 100	583, 900
	78	421, 500	512, 400	584, 800
	79	422, 000	512, 800	585, 700
	80	422, 400	513, 300	586, 600
	81	423, 000	513, 800	587, 500
	82	423, 300	514, 200	588, 300
	83	423, 600	514, 600	589, 200
	84	424, 100	515, 100	590, 000
	85	424, 900	515, 700	590, 800
	86	425, 300	516, 300	591, 600
	87	425, 900	516, 800	592, 400
	88	426, 500	517, 200	593, 100
	89	426, 800	517, 700	593, 900
	90	427, 200	518, 300	594, 600
	91	427, 700	518, 800	595, 400
	92	428, 100	519, 300	596, 200
	93	428, 500	519, 800	596, 900
	94	428, 800	520, 400	597, 700
	95	429, 200	520, 900	598, 400
	96	429, 700	521, 400	599, 100
	97	430, 200	521, 900	599, 800
	98	430, 600	522, 400	600, 500
	99	431, 100	522, 900	601, 200
	100	431, 500	523, 500	601, 900
	101	431, 900	524, 000	602, 600
	102	432, 300	524, 500	603, 400
	103	432, 700	525, 000	604, 000
	104	433, 200	525, 600	604, 600
	105	433, 700	526, 100	605, 400
	106	434, 200		606, 100
	107	434, 700		606, 900
	108	435, 200		607, 600
	109	435, 600		608, 200
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円	円	円
		312, 600	377, 200	441, 400

備考 この表は、医師、歯科医師等で人事委員会が定めるものに適用する。

□ 医療職給料表(二)

職員の区分	職務の級 号 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	197,300 円	246,700 円	269,300 円	292,800 円	320,000 円
	2	198,300	247,600	270,700	294,500	322,200
	3	199,300	248,500	272,100	296,300	324,400
	4	200,200	249,500	273,500	298,100	326,600
	5	201,200	250,500	275,000	300,100	328,900
	6	202,300	251,500	276,600	302,000	331,100
	7	203,300	252,500	278,200	303,900	333,400
	8	204,300	253,500	279,800	305,900	335,700
	9	205,300	254,500	281,500	307,900	338,000
	10	206,500	255,600	283,200	309,800	340,400
	11	207,700	256,700	285,000	311,800	342,700
	12	208,800	257,800	286,700	313,800	345,100
	13	209,900	258,900	288,400	315,800	347,400
	14	211,100	260,100	290,100	317,800	349,800
	15	212,300	261,400	291,900	319,800	352,100
	16	213,600	262,700	293,800	321,800	354,500
	17	215,000	264,100	295,700	323,700	356,800
	18	216,500	265,500	297,500	325,600	359,200
	19	218,100	266,900	299,400	327,600	361,600
	20	219,700	268,300	301,300	329,600	363,900
	21	221,300	269,800	303,200	331,600	366,200
	22	222,800	271,300	305,000	333,600	368,700
	23	224,300	272,800	306,900	335,500	371,100
	24	225,800	274,300	308,800	337,500	373,500
	25	227,200	275,800	310,700	339,500	375,800
	26	228,700	277,300	313,000	341,900	378,200
	27	230,200	278,800	315,400	344,400	380,600
	28	231,800	280,300	317,800	346,900	383,000
	29	233,100	281,900	320,200	349,400	385,600
	30	234,000	284,000	322,000	351,500	388,400
	31	234,800	286,100	323,700	353,600	391,200
	32	235,600	288,200	325,500	355,600	394,000
	33	236,500	290,300	327,400	357,600	396,800
	34	237,400	291,600	329,100	359,600	399,300
	35	238,300	293,000	330,800	361,600	401,500
	36	239,300	294,400	332,500	363,600	403,800

定年 前再任用 短時間勤務職員以外の職員	37	240,200	295,900	334,300	365,600	406,100
	38	241,000	297,300	336,000	367,600	408,400
	39	241,900	298,600	337,700	369,500	410,700
	40	242,900	299,900	339,400	371,400	412,900
	41	243,900	301,300	341,100	373,300	415,000
	42	244,800	302,500	342,800	375,200	417,300
	43	245,800	303,800	344,500	377,100	419,400
	44	246,800	305,100	346,200	378,900	421,500
	45	247,700	306,500	347,800	380,700	423,600
	46	248,900	307,700	349,400	382,500	425,500
	47	250,100	309,000	351,000	384,300	427,400
	48	251,300	310,200	352,700	386,100	429,200
	49	252,700	311,500	354,400	387,900	431,000
	50	254,000	312,800	356,000	389,700	432,600
	51	255,200	314,000	357,600	391,600	434,100
	52	256,400	315,200	359,200	393,300	435,400
	53	257,600	316,400	360,900	395,000	436,700
	54	258,800	317,500	362,500	396,700	438,100
	55	259,800	318,700	364,200	398,400	439,300
	56	261,000	319,900	365,800	399,900	440,300
	57	262,100	321,100	367,300	401,400	441,400
	58	263,300	322,300	368,900	402,900	442,500
	59	264,400	323,400	370,400	404,400	443,500
	60	265,400	324,600	371,900	405,900	444,400
	61	266,400	325,800	373,500	407,300	445,200
	62	267,600	327,000	375,100	408,600	446,000
	63	268,600	328,200	376,600	409,900	446,800
	64	269,600	329,400	378,100	411,100	447,600
	65	270,700	330,500	379,600	412,200	448,300
	66	271,900	331,700	381,100	413,200	449,000
	67	272,900	332,900	382,600	414,200	449,800
	68	274,000	334,100	384,000	415,200	450,500
	69	275,000	335,200	385,400	416,200	451,100
	70	276,100	336,400	386,700	417,000	451,800
	71	277,100	337,600	388,000	417,900	452,400
	72	278,200	338,700	389,200	418,700	453,000
	73	279,300	339,900	390,300	419,500	453,500
	74	280,500	341,000	391,300	420,200	454,000
	75	281,500	342,100	392,300	420,900	454,500
	76	282,600	343,100	393,200	421,600	455,100

	77	283, 600	344, 100	394, 200	422, 300	455, 700
	78	284, 800	345, 100	395, 100	422, 900	456, 300
	79	285, 900	346, 000	396, 000	423, 600	456, 900
	80	286, 900	346, 900	396, 700	424, 200	457, 300
	81	287, 800	347, 600	397, 500	424, 800	457, 800
	82	288, 800	348, 400	398, 300	425, 300	458, 300
	83	289, 800	349, 100	399, 000	425, 800	458, 800
	84	290, 800	349, 800	399, 600	426, 300	459, 300
	85	292, 000	350, 300	400, 300	426, 800	459, 800
	86	293, 100	350, 900	400, 900	427, 200	460, 300
	87	294, 100	351, 500	401, 500	427, 700	460, 700
	88	295, 100	352, 000	402, 000	428, 200	461, 200
	89	296, 200	352, 600	402, 500	428, 600	461, 700
	90	297, 300	353, 200	403, 000	429, 100	462, 200
	91	298, 200	353, 800	403, 500	429, 600	462, 700
	92	299, 300	354, 300	404, 000	430, 000	463, 200
	93	300, 400	354, 800	404, 500	430, 400	463, 600
	94	301, 500	355, 300	405, 000	430, 900	464, 100
	95	302, 500	355, 800	405, 500	431, 400	464, 600
	96	303, 500	356, 300	406, 000	431, 800	465, 100
	97	304, 500	356, 800	406, 400	432, 200	465, 600
	98	305, 600	357, 200	406, 800	432, 600	466, 100
	99	306, 700	357, 700	407, 300	433, 000	466, 600
	100	307, 700	358, 200	407, 800	433, 400	467, 100
	101	308, 600	358, 700	408, 300	433, 800	467, 600
	102	309, 600	359, 100	408, 800	434, 200	468, 100
	103	310, 600	359, 600	409, 300	434, 600	468, 600
	104	311, 500	360, 100	409, 700	435, 000	469, 100
	105	312, 400	360, 600	410, 100	435, 400	469, 600
	106	313, 300	361, 000	410, 500	435, 800	470, 100
	107	314, 200	361, 400	410, 900	436, 200	470, 600
	108	315, 100	361, 800	411, 300	436, 600	471, 100
	109	315, 900	362, 200	411, 700	437, 000	471, 600
	110	316, 700	362, 600	412, 100	437, 400	
	111	317, 400	363, 000	412, 500	437, 800	
	112	318, 100	363, 400	412, 900	438, 200	
	113	318, 700	363, 800	413, 300	438, 600	
	114	319, 400	364, 200	413, 700	439, 000	
	115	320, 000	364, 600	414, 100	439, 400	
	116	320, 600	365, 000	414, 500	439, 800	

	117	321,100	365,400	414,900	440,200	
	118	321,600		415,300		
	119	322,000		415,700		
	120	322,400		416,100		
	121	322,700		416,500		
	122	323,100		416,900		
	123	323,500		417,300		
	124	323,900		417,700		
	125	324,300		418,100		
	126	324,600		418,500		
	127	325,000		418,900		
	128	325,400		419,300		
	129	325,800		419,700		
	130	326,200		420,100		
	131	326,600		420,500		
	132	327,000		420,900		
	133	327,300		421,300		
	134	327,700				
	135	328,000				
	136	328,300				
	137	328,600				
	138	328,900				
	139	329,200				
	140	329,500				
	141	329,800				
	142	330,100				
	143	330,400				
	144	330,700				
	145	331,000				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円	円	円	円	円
		212,300	248,000	286,300	305,700	331,100

備考 この表は、栄養士その他の職員で人事委員会が定めるものに適用する。

ハ 医療職給料表(三)

職員の区分	職務の級 号 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	208,100	250,800	270,400	293,100	320,000
	2	209,400	251,400	271,700	294,900	322,200
	3	210,600	252,000	273,000	296,700	324,400
	4	211,800	252,600	274,300	298,400	326,600
	5	213,000	253,400	275,700	300,100	328,900
	6	214,300	254,100	277,200	302,000	331,100
	7	215,600	254,800	278,800	303,900	333,400
	8	216,800	255,600	280,400	305,900	335,700
	9	218,000	256,400	282,100	307,900	338,000
	10	219,300	257,200	283,800	309,900	340,400
	11	220,600	258,100	285,600	311,900	342,700
	12	221,900	259,000	287,300	314,000	345,100
	13	223,200	260,000	289,000	315,800	347,400
	14	224,400	261,200	290,700	318,000	349,800
	15	225,700	262,400	292,400	320,100	352,100
	16	226,900	263,700	294,300	322,000	354,500
	17	228,100	265,100	296,200	323,800	356,800
	18	229,200	266,500	298,000	325,900	359,200
	19	230,300	267,900	299,900	327,800	361,600
	20	231,400	269,200	301,700	329,600	363,900
	21	232,500	270,600	303,500	331,800	366,200
	22	234,100	272,000	305,300	333,900	368,700
	23	235,600	273,400	307,200	336,000	371,100
	24	237,100	274,900	309,100	338,100	373,500
	25	238,300	276,400	311,000	340,100	375,800
	26	238,900	277,900	313,300	342,500	378,200
	27	239,600	279,400	315,700	345,000	380,600
	28	240,200	280,800	318,100	347,500	383,000
	29	240,700	282,300	320,500	350,000	385,600
	30	241,200	284,500	322,300	352,000	388,400
	31	241,700	286,700	324,000	354,000	391,200
	32	242,400	288,800	325,800	356,000	394,000
	33	243,100	290,600	327,600	358,000	396,800
	34	243,600	292,000	329,400	360,000	399,300
	35	244,100	293,600	331,000	362,000	401,500
	36	244,700	295,200	332,600	364,000	403,800

定年 前再任用 短時間勤務職員以外の職員	37	245,500	296,700	334,400	365,900	406,100
	38	246,200	298,100	336,000	367,800	408,400
	39	246,900	299,400	337,700	369,700	410,700
	40	247,700	300,700	339,500	371,600	412,900
	41	248,700	301,900	341,200	373,500	415,000
	42	249,700	303,200	342,800	375,400	417,300
	43	250,700	304,400	344,500	377,200	419,400
	44	251,900	305,700	346,200	378,900	421,500
	45	253,100	306,900	347,900	380,700	423,600
	46	254,500	308,100	349,400	382,500	425,500
	47	255,900	309,300	351,000	384,300	427,400
	48	257,200	310,400	352,700	386,100	429,200
	49	258,300	311,700	354,400	387,900	431,000
	50	259,600	312,900	356,000	389,700	432,600
	51	260,600	314,100	357,600	391,600	434,100
	52	261,800	315,300	359,200	393,300	435,400
	53	262,800	316,400	360,900	395,000	436,700
	54	264,100	317,600	362,500	396,700	438,100
	55	265,300	318,700	364,200	398,400	439,300
	56	266,200	319,900	365,800	399,900	440,300
	57	267,100	321,100	367,300	401,400	441,400
	58	268,400	322,300	368,900	402,900	442,500
	59	269,500	323,400	370,400	404,400	443,500
	60	270,400	324,600	371,900	405,900	444,400
	61	271,400	325,800	373,500	407,300	445,200
	62	272,500	327,000	375,100	408,600	446,000
	63	273,500	328,200	376,600	409,900	446,800
	64	274,600	329,400	378,100	411,100	447,600
	65	275,700	330,500	379,600	412,200	448,300
	66	276,800	331,700	381,100	413,200	449,000
	67	277,900	332,900	382,600	414,200	449,800
	68	278,900	334,100	384,000	415,200	450,500
	69	280,000	335,200	385,400	416,200	451,100
	70	280,900	336,400	386,700	417,000	451,800
	71	281,900	337,600	388,000	417,900	452,400
	72	283,100	338,700	389,200	418,700	453,000
	73	284,300	339,900	390,300	419,500	453,500
	74	285,300	341,000	391,300	420,200	454,000
	75	286,200	342,100	392,300	420,900	454,500
	76	287,300	343,100	393,200	421,600	455,100

	77	288, 500	344, 100	394, 200	422, 300	455, 700
	78	289, 400	345, 100	395, 100	422, 900	456, 300
	79	290, 400	346, 000	396, 000	423, 600	456, 900
	80	291, 500	346, 900	396, 700	424, 200	457, 300
	81	292, 600	347, 600	397, 500	424, 800	457, 800
	82	293, 600	348, 400	398, 300	425, 300	458, 300
	83	294, 500	349, 100	399, 000	425, 800	458, 800
	84	295, 600	349, 800	399, 600	426, 300	459, 300
	85	296, 700	350, 300	400, 300	426, 800	459, 800
	86	297, 700	350, 900	400, 900	427, 200	460, 300
	87	298, 700	351, 500	401, 500	427, 700	460, 700
	88	299, 800	352, 000	402, 000	428, 200	461, 200
	89	300, 800	352, 600	402, 500	428, 600	461, 700
	90	301, 700	353, 200	403, 000	429, 100	462, 200
	91	302, 700	353, 800	403, 500	429, 600	462, 700
	92	303, 700	354, 300	404, 000	430, 000	463, 200
	93	304, 700	354, 800	404, 500	430, 400	463, 600
	94	305, 700	355, 300	405, 000	430, 900	464, 100
	95	306, 700	355, 800	405, 500	431, 400	464, 600
	96	307, 700	356, 300	406, 000	431, 800	465, 100
	97	308, 600	356, 800	406, 400	432, 200	465, 600
	98	309, 600	357, 200	406, 800	432, 600	466, 100
	99	310, 600	357, 700	407, 300	433, 000	466, 600
	100	311, 500	358, 200	407, 800	433, 400	467, 100
	101	312, 400	358, 700	408, 300	433, 800	467, 600
	102	313, 300	359, 100	408, 800	434, 200	468, 100
	103	314, 200	359, 600	409, 300	434, 600	468, 600
	104	315, 100	360, 100	409, 700	435, 000	469, 100
	105	315, 900	360, 600	410, 100	435, 400	469, 600
	106	316, 700	361, 000	410, 500	435, 800	470, 100
	107	317, 400	361, 400	410, 900	436, 200	470, 600
	108	318, 100	361, 800	411, 300	436, 600	471, 100
	109	318, 700	362, 200	411, 700	437, 000	471, 600
	110	319, 400	362, 600	412, 100	437, 400	
	111	320, 000	363, 000	412, 500	437, 800	
	112	320, 600	363, 400	412, 900	438, 200	
	113	321, 100	363, 800	413, 300	438, 600	
	114	321, 600	364, 200	413, 700	439, 000	
	115	322, 000	364, 600	414, 100	439, 400	
	116	322, 400	365, 000	414, 500	439, 800	

	117	322,700	365,400	414,900	440,200	
	118	323,100		415,300		
	119	323,500		415,700		
	120	323,900		416,100		
	121	324,300		416,500		
	122	324,600		416,900		
	123	325,000		417,300		
	124	325,400		417,700		
	125	325,800		418,100		
	126	326,200		418,500		
	127	326,600		418,900		
	128	327,000		419,300		
	129	327,300		419,700		
	130	327,700		420,100		
	131	328,000		420,500		
	132	328,300		420,900		
	133	328,600		421,300		
	134	328,900				
	135	329,200				
	136	329,500				
	137	329,800				
	138	330,100				
	139	330,400				
	140	330,700				
	141	331,000				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円	円	円	円	円
		216,700	249,300	286,300	305,700	331,100

備考 この表は、保健師、看護師その他の職員で人事委員会が定めるものに適用する。

第二条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第三十一条第二項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十六・二五」に改め、同項ただし書中「百分の百十」を「百分の百八・七五」に改め、同条第三項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十六・二五」に、「百分の七十二・五」を「百分の七十一・二五」に、「百分の百十」を「百分の百八・七五」に、「百分の六十三・七五」を「百分の六十二・五」に改める。

第三十二条第二項中「百分の百二十」を「百分の百十八・七五」に、「百分の百三十七・五」を「百分の百三十六・二五」に改め、同条第三項中「百分の百二十」を「百分の百十八・七五」に、「百分の六十」を「百分の五十八・七五」に、「百分の百三十七・五」を「百分の百三十六・二五」に、「百分の六十七・五」に改める。

付 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和八年四月一日から施行する。

2 第一条の規定(第三十一条第二項及び第三項並びに第三十二条第二項及び第三項の改正規定を除く。)による改正後の職員の給与に関する条例(付則第四項から第六項までにおいて「改正後の条例」という。)の規定は、令和七年四月一日

から適用する。

3 第一条の規定（第三十一条第二項及び第三項並びに第三十二条第二項及び第三

項の改正規定に限る。）による改正後の職員の給与に関する条例の規定は、令和七年十二月一日から適用する。

4 （令和七年四月一日から施行日の前日までの間における異動者の号給）

（令和七年四月一日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間ににおいて、第一条の規定（第三十一条第二項及び第三項並びに第三十二条第二項及び第三項の改正規定を除く。）による改正前の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けたこととなつた職員及びその属する職務の級又はその受けた号給に異動のあつた職員のうち、特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、人事委員会が定める。

5 （施行日から令和八年三月三十一日までの間における異動者の号給の調整）

（施行日から令和八年三月三十一日までの間において、改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の級又はその受けた号給に異動のあつた職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで

当該適用又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

前二項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和七年十二月五日

東京都北区長 山田 加奈子

東京都北区条例第五十二号

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一
部を改正する条例

第一条 幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成十二年三月東京都北区条例第二
号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第二項中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に改め、同
項ただし書中「百分の百七・五」を「百分の百十」に改め、同条第三項中「百分
の百二十五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の七十」を「百分の七十二・
五」に、「百分の百七・五」を「百分の百十」に、「百分の六十一・二五」を
「百分の六十三・七五」に改める。

第三十条第二項中「百分の百十七・五」を「百分の百二十」に、「百分の百三
十五」を「百分の百三十七・五」に改め、同条第三項中「百分の百十七・五」を
「百分の百二十」に、「百分の五十七・五」を「百分の六十」に、「百分の百三
十五」を「百分の百三十七・五」に、「百分の六十六・二五」を「百分の六十八
・七五」に改める。

第三十一条第二項中「応じて」を「応じ、校務類型（人事委員会の承認を得て
教育委員会規則で定める校務の種類をいう。）に係る業務の困難性その他の事情
を考慮して」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第1（第6条関係）

幼稚園教育職員給料表

職員の区分	職務の級号 級	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	222,000 円	298,200 円	341,400 円	376,000 円
	2	223,800	300,200	343,200	378,600
	3	225,600	302,100	345,100	381,200
	4	227,700	303,800	347,000	383,800
	5	229,900	305,900	348,900	386,400
	6	231,800	307,700	350,600	389,000
	7	233,700	309,100	352,700	391,500
	8	235,500	310,500	354,500	393,900
	9	237,800	312,200	356,400	396,300
	10	239,700	313,800	358,300	398,200
	11	241,700	315,500	360,300	400,100
	12	244,000	317,100	362,100	402,000
	13	245,800	318,500	363,900	404,100
	14	247,600	320,200	365,600	406,000
	15	249,300	322,000	367,600	407,700
	16	250,700	323,400	369,600	409,700
	17	252,300	324,800	371,600	411,800
	18	253,900	327,100	374,000	413,600
	19	255,100	329,400	376,500	415,200
	20	256,800	331,700	379,000	416,600
	21	258,000	334,000	381,500	418,300
	22	259,000	335,500	383,100	419,800
	23	260,200	337,400	385,000	421,200
	24	261,300	339,300	386,900	422,400
	25	262,600	341,100	388,700	423,700
	26	263,300	342,900	390,300	425,000
	27	264,600	344,500	392,100	426,200
	28	265,800	346,000	393,700	427,400
	29	267,100	347,800	395,300	428,500
	30	268,500	349,300	396,900	429,400
	31	269,500	350,900	398,400	430,400
	32	271,000	352,400	399,900	431,400
	33	272,300	354,100	401,500	432,300
	34	273,700	355,700	402,900	433,100
	35	274,900	357,400	404,400	434,000
	36	276,400	359,200	405,400	434,700

37	277, 600	360, 400	406, 400	435, 400
38	279, 000	361, 900	407, 600	436, 200
39	280, 200	363, 500	408, 600	436, 800
40	281, 600	365, 000	409, 400	437, 600
41	283, 200	366, 000	410, 300	438, 400
42	284, 400	367, 300	411, 200	439, 100
43	286, 000	368, 600	412, 200	439, 900
44	287, 500	369, 700	413, 000	440, 600
45	289, 100	370, 700	413, 700	441, 300
46	290, 600	371, 900	414, 300	441, 900
47	292, 000	373, 100	415, 100	442, 600
48	293, 500	374, 200	415, 800	443, 200
49	294, 700	375, 300	416, 500	443, 600
50	296, 200	376, 400	417, 100	444, 300
51	297, 600	377, 400	417, 800	444, 900
52	299, 000	378, 500	418, 600	445, 400
53	300, 700	379, 500	419, 300	445, 900
54	302, 000	380, 500	420, 100	446, 500
55	303, 300	381, 300	420, 900	447, 000
56	305, 000	382, 200	421, 600	447, 600
57	306, 900	383, 000	422, 100	448, 200
58	308, 800	383, 800	422, 800	448, 700
59	310, 800	384, 600	423, 400	449, 300
60	312, 700	385, 400	424, 100	449, 900
61	314, 700	386, 100	424, 700	450, 400
62	316, 200	386, 900	425, 300	450, 900
63	318, 000	387, 700	425, 900	451, 400
64	319, 700	388, 300	426, 500	452, 000
65	321, 600	389, 100	427, 000	452, 400
66	323, 100	389, 900	427, 500	452, 900
67	324, 800	390, 500	428, 100	453, 400
68	326, 300	391, 300	428, 700	453, 800
69	328, 000	392, 100	429, 300	454, 300
70	329, 600	392, 700	429, 800	454, 800
71	331, 100	393, 400	430, 400	455, 300
72	332, 600	394, 300	431, 000	455, 800
73	334, 000	395, 100	431, 500	456, 200
74	335, 500	395, 800	432, 100	456, 700
75	337, 000	396, 400	432, 600	457, 200
76	338, 600	397, 100	433, 200	457, 700

定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	77	340,000	397,700	433,600	458,100
	78	341,400	398,300	434,100	458,500
	79	342,700	398,800	434,600	459,000
	80	344,000	399,400	435,100	459,500
	81	345,300	400,000	435,500	460,000
	82	346,500	400,500	436,000	460,500
	83	347,700	401,100	436,500	461,000
	84	348,800	401,700	437,000	461,400
	85	350,000	402,300	437,400	461,900
	86	351,200	402,800	437,800	462,300
	87	352,500	403,300	438,300	462,700
	88	353,600	403,900	438,800	463,100
	89	354,700	404,400	439,300	463,400
	90	355,800	404,800	439,700	463,700
	91	357,000	405,400	440,200	464,100
	92	358,100	405,900	440,700	464,500
正規職員	93	359,100	406,400	441,100	464,900
	94	360,100	407,000	441,500	465,300
	95	361,000	407,500	441,900	465,700
	96	361,900	408,000	442,300	466,100
	97	362,900	408,400	442,700	466,400
	98	363,800	408,900	443,000	466,700
	99	364,600	409,400	443,400	467,100
	100	365,300	409,900	443,800	467,500
	101	366,000	410,400	444,200	467,900
	102	366,700	410,900	444,600	
嘱託職員	103	367,400	411,400	445,000	
	104	367,900	411,900	445,400	
	105	368,500	412,400	445,700	
	106	369,000	413,000	446,100	
	107	369,500	413,500	446,500	
	108	370,100	414,000	446,900	
	109	370,800	414,400	447,200	
	110	371,300	414,800	447,600	
	111	371,800	415,300	448,000	
	112	372,300	415,900	448,400	
派遣職員	113	372,800	416,400	448,700	
	114	373,300	416,800		
	115	373,800	417,200		
	116	374,300	417,600		

117	374, 700	418, 000		
118	375, 100	418, 400		
119	375, 600	418, 800		
120	376, 100	419, 200		
121	376, 600	419, 600		
122	377, 100	420, 000		
123	377, 600	420, 400		
124	378, 000	420, 800		
125	378, 400	421, 200		
126	378, 700	421, 600		
127	379, 100	422, 000		
128	379, 500	422, 400		
129	379, 800	422, 700		
130	380, 000			
131	380, 400			
132	380, 800			
133	381, 300			
134	381, 600			
135	382, 000			
136	382, 400			
137	382, 800			
138	383, 200			
139	383, 600			
140	384, 000			
141	384, 300			
142	384, 700			
143	385, 100			
144	385, 400			
145	385, 900			
146	386, 300			
147	386, 700			
148	387, 100			
149	387, 500			
150	387, 900			
151	388, 300			
152	388, 700			
153	389, 100			
154	389, 500			
155	389, 900			
156	390, 300			

	157	390,700			
	158	391,100			
	159	391,500			
	160	391,900			
	161	392,300			
	162	392,700			
	163	393,100			
	164	393,500			
	165	393,900			
	166	394,300			
	167	394,600			
	168	395,000			
	169	395,400			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円	円	円	円
		244,200	285,300	310,000	349,500

第二条 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第二十七条第二項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十六・二五」に改め、同項ただし書中「百分の百十」を「百分の百八・七五」に改め、同条第三項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十六・二五」に、「百分の七十二・五」を「百分の七十一・二五」に、「百分の百十」を「百分の百八・七五」に、「百分の六十三・七五」を「百分の六十二・五」に改める。

第三十条第二項中「百分の百二十」を「百分の百十八・七五」に、「百分の百三十七・五」を「百分の百三十六・二五」に改め、同条第三項中「百分の百二十」を「百分の百十八・七五」に、「百分の六十」を「百分の五十八・七五」に、「百分の百三十七・五」を「百分の百三十六・二五」に、「百分の六十七・五」に改める。

付 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中第三十一条第二項の改正規定 令和八年一月一日

二 第二条の規定 令和八年四月一日

第一条の規定(第二十七条第二項及び第三項、第三十条第二項及び第三項並び

に第三十一条第二項の改正規定を除く。)による改正後の幼稚園教育職員の給与に關する条例(付則第四項から第六項までにおいて「改正後の条例」という。)の規定は、令和七年四月一日から適用する。

3 第一条の規定(第二十七条第二項及び第三項並びに第三十条第二項及び第三項の改正規定に限る。)による改正後の幼稚園教育職員の給与に關する条例の規定

は、令和七年十二月一日から適用する。

4 (令和七年四月一日から施行日の前日までの間における異動者の号給)

(令和七年四月一日からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間ににおいて、第一条の規定(第二十七条第二項及び第三項、第三十条第二項及び第三項並びに第三十二条第二項の改正規定を除く。)による改正前の幼稚園教育職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の級又はその受けた職員のうち、特別区人事委員会(以下「人事委員会」という。)の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、人事委員会が定める。

(施行日から令和八年三月三十日までの間における異動者の号給の調整)り、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の級又は

その受ける号給に異動のあつた職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

6 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

7 前三項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和七年十二月五日

東京都北区長 山田加奈子

東京都北区条例第五十三号

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第一条 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年十月東京都北区条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第十六条第二項中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に改める。

第十六条の二第二項中「百分の百十七・五」を「百分の百二十」に改める。

第三十条第二項中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に改める。

第三十条の二第二項中「百分の百十七・五」を「百分の百二十」に改める。

第二条 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第十六条第二項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十六・二五」に改める。

第十六条の二第二項中「百分の百二十」を「百分の百十八・七五」に改める。

第三十条第二項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十六・二五」に改める。

る。

第三十条の二第二項中「百分の百二十」を「百分の百十八・七五」に改める。

別表備考二中「第二十七条第十項」を「第二十七条第十一項」に改める。

1
この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和八年四月一日から施行する。
2
第一条の規定による改正後の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定は、令和七年十二月一日から適用する。